

国民健康保険料の徴収猶予及び減免について

1. 国民健康保険料の徴収猶予について

- 事業内容：新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納付が困難な場合、1年間以内の期間で徴収を猶予します。
※納期限の延長であり、保険料の減免ではありません。(減免については、以下の2.国民健康保険料の減免について及び裏面をご覧ください。)
- 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したため納付が困難な方
- 対象期間：令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険料
- 申請期限：原則として、納入通知書が送付されてから各納期限までの間(ただし、対象期間内の令和元年度分については、納期限が経過後一年以内であれば可)
- 申請方法：申請書及び申請理由を証明する書類(売上帳・給与明細等)の提出が必要です。申請書は最上地区広域連合又はお住いの町村担当窓口からお受け取り頂くか、お電話頂ければ郵送いたしますのでご連絡下さい。

2. 国民健康保険料の減免について(概要)(裏面に詳細な基準がありますのでご覧ください。)

- 事業内容：新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納付が困難な場合、一定の条件により保険料を減免します。
- 対象者：①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方→全額免除
②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入等の額が30%以上減少したために納付が困難な方で、一定の所得要件を満たす世帯→所得要件に応じて2割・4割・6割・8割・全額を減額
- 対象期間：令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険料
- 申請期限：原則として、納入通知書が送付されてから、普通徴収の方は、各納期限の7日前までの間、特別徴収の方は、年金受給日の7日前までの間(ただし、対象期間内の令和元年度分については、納期限経過後も可)
- 申請方法：申請書及び申請理由を証明する書類(対象者①の場合は医師の診断書等、②は、令和元年中の収入及び令和2年の収入見込の根拠となる書類等)の提出が必要です。申請書は最上地区広域連合又はお住いの町村担当窓口からお受け取り頂くか、お電話頂ければ郵送いたしますのでご連絡下さい。

◆申請・お問合せは、最上地区広域連合又はお住いの町村担当窓口までお願いします。

最上地区広域連合 ☎29-6111

金山町町民税務課 ☎52-2111

真室川町町民課 ☎62-2111

鮭川村住民税務課 ☎55-2111

戸沢村住民税務課 ☎72-2111